

議案第 10 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年野田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1再任用職員の項の改正規定を次のように改める。

別表第1再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職員	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第1の2再任用職員の項の改正規定を次のように改める。

別表第1の2再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職員	基準給	基準給	基準給	基準給
	料月額	料月額	料月額	料月額
	193,600	204,700	223,200	244,000

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

定年前再任用短時間勤務職員並びに暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の基準給料月額について、国家公務員の基準俸給月額に合わせて改定しようとするものである。

参考資料

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年野田市条例第27号）

改 正 案									
別表第1(第3条第1項) 行政職給料表(1)									
(単位 円)									
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
(略)									
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	
備考 (略)									
現 行									
別表第1(第3条第1項) 行政職給料表(1)									
(単位 円)									
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
(略)									
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	
備考 (略)									
改 正 案					現 行				
別表第1の2(第3条第1項) 行政職給料表(2)					別表第1の2(第3条第1項) 行政職給料表(2)				
(単位 円)					(単位 円)				
職務の級	1級	2級	3級	4級	職務の級	1級	2級	3級	4級
(略)					(略)				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員			基準給料月額	
	193,600	204,700	223,200	244,000			204,700		
備考 (略)					備考 (略)				